

令和4年6月24日

土木部交通対策課

江東区立自転車駐車場の指定管理者の選定手続きについて

江東区立西大島駅自転車駐車場外4施設について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」に基づき、平成30年4月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和4年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 対象施設

名称	所在地
江東区立西大島駅自転車駐車場	江東区大島四丁目2番8号
江東区立西大島駅第二自転車駐車場	江東区大島四丁目5番1号
江東区立東大島駅前自転車駐車場	江東区大島九丁目3番先
江東区立東大島駅自転車駐車場	江東区大島九丁目3番14号
江東区立東大島駅東自転車駐車場	江東区大島九丁目9番

2 次期指定期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間） 「資料5-2」参照

3 現在の指定管理者

センターサイクル大島共同事業体

4 選定方法

公募による選定

5 今後の日程（予定）

令和4年5月 募集要項配布等

令和4年7月 第一次審査、第二次審査

令和4年8月 江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会にて指定管理者候補者を決定

令和4年9月 第3回区議会定例会に議案を提出

令和5年3月 指定管理者と協定を締結